新居浜市建築関係手数料条例 別表第2 54の項金額の欄中(1)ア及び59の項金額の欄中(1)ア(ア)の市長が定めるものは、以下の書面の写しとする。

- ・適合証 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたことを証する書面)
 - ただし、54 の項については都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に 掲げる基準に適合するもの、59 の項については建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第 30 条第 1 項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。
- ・設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定するもの)
- ・BELS評価書(以下のア、イのいずれかに該当するもの)
 - ア 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第1条の規定による改正前の建築 物省エネ法第7条の規定によるエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年3月国土交通省告示第489号)に基づく 評価を受けていることを証する書面(当該評価に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下、「基準省令」という。)第10条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを証するものに限る。)
 - イ 建築物省エネ法第 27 条第 1 項の規定によるエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年9月国土交通省告示第 970 号)に基づく評価を受けていることを証する書面(当該評価に係る建築物について、基準省令第 10 条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを証するものに限る。)